

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案に対する修正案

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中目次の改正規定の前に次の改正規定を加える。

題名を次のように改める。

男女雇用平等法

第一条のうち目次の改正規定中「均等な」を「平等な」に、

「第二節 事業主の講ずべき措置（第十一条
第三節 事業主に対する国の援助（第十四

「第三章 紛争の解決

第十三条）

を「第二節 事業主の講ずべき措置（第十一条 第十四条）」に、 第一節 紛争の解決

条）

第二節 調停（第十

の援助（第十五条 第十七条）を「第三章 紛争の解決（第十五条 第十八条）」に、「第二十八条 第八条 第二十七条）」

三十二条」を「第十九条 第二十三条」に、「第三十三条」を「第二十四条」に改める。

第一条中目次の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第一条中「均等な」を「平等な」に改める。

第一条のうち第二条の改正規定中「第二条第一項中」の下に『「おいては」の下に「、仕事と生活との調和（職業生活における活動とそれ以外の活動との調和をいう。）の下」を加え、』を加え、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三条中「均等な」を「平等な」に改める。

第一条中第四条の改正規定を次のように改める。

第四条の見出しを「（男女雇用平等対策基本方針）」に改め、同条第一項中「均等な」を「平等な」に、「男女雇用機会均等対策基本方針」を「男女雇用平等対策基本方針」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「男女雇用機会均等対策基本方針」を「男女雇用平等対策基本方針」に改め、同項第一号中「女性

労働者」を「男性労働者及び女性労働者のそれぞれ」に改め、同項第二号中「均等な」を「平等な」に改め、同条第三項中「男女雇用機会均等対策基本方針」を「男女雇用平等対策基本方針」に、「女性労働者」を「男性労働者及び女性労働者のそれぞれ」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「男女雇用機会均等対策基本方針」を「男女雇用平等対策基本方針」に改める。

第一条のうち第二章の章名の改正規定中「均等な機会及び待遇の確保等」を「平等な機会及び待遇の確保等」に改める。

第一条のうち第五条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条を改める改正規定中「男性と」を「男性と均等な」に、「かかわりなく」を「かかわりなく平等な」に改める。

第一条のうち第六条及び第七条の改正規定中第七条の見出しを「（間接差別となる措置の禁止）」に改め、同改正規定のうち同条中「採用」の下に「賃金」を加え、「措置として厚生労働省令で定める」を削る。

第一条のうち第九条を改め、同条を第八条とし、同条の次に一条を加える改正規定中「」の下に「均等な」を「平等な」に加え、同改正規定のうち第九条第二項中「女性労働者」を「その雇用する労働者」に、「解雇し」を「当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをし」に改め、同条に次の一項を

加える。

5 事業主は、賞与の支払、退職手当の支払その他の厚生労働省令で定める措置を講ずる場合には、労働基準法第六十五条第一項又は第二項の規定による休業をした期間については、これを出勤したものとして取り扱うものとする。

第一条のうち第十条の改正規定中「及び前条第一項」を「並びに前条第一項」に改め、「第三項まで」の下に「及び第五項」を加え、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二章第二節及び第三節並びに第三章を削る。

第一条のうち第二十八条を改め、第四章中同条を第三十二条とする改正規定から第十四条を改め、同条を第十八条とする改正規定までを削る。

第一条のうち第十三条を改め、第二章第一節中同条を第十七条とする改正規定中「とする」を「とし、同条の次に次の一条を加える」に改め、同改正規定に次のように加える。

（男女雇用平等委員会）

第十八条 男女雇用平等委員会は、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者（以

下「委員」という。）をもつて組織する。

2 男女雇用平等委員会は、中央男女雇用平等委員会及び都道府県男女雇用平等委員会とする。

3 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の規定に基づいて、厚生労働大臣の所轄の下に、中央男女雇用平等委員会を置く。

4 都道府県知事の所轄の下に、都道府県男女雇用平等委員会を置く。

5 男女雇用平等委員会は、第十六条に規定する紛争の調停及び事業主が同条に規定する規定（第九条第四項、前条及びこの条を除く。）に違反した旨の申立てを受けた場合の当該申立てに係る事件の審査（申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令（第七項において「救済命令等」という。）を含む。）をする権限を有する。

6 男女雇用平等委員会は、その事務を行うために必要があると認めるときは、関係者に対して、出頭、報告の提出若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員に、事業場その他の場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

7 前各項に定めるもののほか、男女雇用平等委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員、救済命令

等に違反した場合の罰則その他男女雇用平等委員会に関し必要な事項については、別に法律で定める。

第一条のうち第十二条を改め、同条を第十六条とする改正規定中「第九条」を「第九条第一項から第四項まで」に、「。第十四条第一項において「個別労働関係紛争解決促進法」という。」を「、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号。第十四条第一項において「個別労働関係紛争解決促進法」という。）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず」に、「第十九条までに」を「から第十九条までに」に、「第二十七条までに」を「及び第十八条に」に改める。

第一条のうち第十一条を改め、同条を第十五条とし、同条の前に章名及び節名を付する改正規定中「第九条」を「第九条第一項から第四項まで」に改め、「及び節名」及び「第一節 紛争の解決の援助」を削る。

第一条のうち第十条の次に二節を加える改正規定中「二節を」を「一節を」に改め、「第三節 事業主に對する国の援助」を削り、同改正規定中第十四条に見出しとして「（計画の作成等）」を付し、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

常時三十人以上の労働者を雇用する事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の分野における男女の平等な機会及び待遇の確保の支障となつてい事情を改善することを目的とする次に掲げる

措置を講じなければならない。ただし、厚生労働省令で定めるところにより、これらの措置の全部又は一部について、その措置を講ずる必要がないと厚生労働大臣が認めるときは、この限りでない。

第一条のうち第十条の次に二節を加える改正規定のうち第十四条第二号中「均等な」を「平等な」に改め、「作成」の下に「及び当該計画の厚生労働大臣への届出」を加え、同条に次の一項を加える。

2 常時三十人未満の労働者を雇用する事業主は、雇用の分野における男女の平等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする前項に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。ただし、これらの措置の全部又は一部についてその措置を講ずる必要がない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第一条のうち第十条の次に二節を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二十四条第一項中「女性労働者」を「男性労働者及び女性労働者のそれぞれ」に改め、第四章中同条を第十九条とする。

第二十五条を第二十条とする。

第二十六条中「第八条まで」を「第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二

条、第十三条第一項及び第十四条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十七条第一項中「第二十一条第三項及び第二十三条第三項」を「第十一条第三項及び第十三条第三項」に、「第二十一条第二項、第二十三条第二項」を「第十一条第二項、第十三条第二項、第十四条第一項」に、「第七条、第十二条、第二十二條及び第二十五条第二項」を「第六条第二号、第九条第三項及び第五項、第十二条、第十四条並びに第二十条第二項」に、「第八条第三項」を「第九条第三項」に、「若しくは第二項の規定による」を「の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による」に、「第八十七条第一項若しくは」を「第八十七条第一項又は」に改め、「しなかつたこと」との下に「、同条第五項中「労働基準法第六十五条第一項又は第二項の規定による休業をした期間」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつた期間」とを加え、「第十三条第一項、第十四条第一項及び第二十五条第二項」を「第十七条第一項及び第二十条第二項」に改め、「第十四条第一項中「個別労働関係紛争解決促進法第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせる」とあるのは「船員地方労働委員会に調停を委任する」とを削り、同条第二項から第四項までを削り、同条を第二十二條とする。

第二十八条中「第二章、第二十五条及び第二十六条」を「第二章第一節、第十四条、前章、第二十条及び第二十一条」に、「第三章」を「第十一条から第十三条まで」に改め、同条を第二十三条とする。

第一条のうち本則に一章を加える改正規定中「第三十二条」を「第二十四条」に、「第二十九条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

附則第一条中「附則第七条」を「附則第六条」に改める。

附則第二条中「（以下「委員会」という。）」を削り、「第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「新法」という。）」を「第一条の規定による改正後の男女雇用平等法」に改める。

附則第三条を削り、附則第四条を附則第三条とする。

附則第五条中「五年」を「三年」に改め、「において、」の下に「第一条の規定による改正後の男女雇用平等法及び」を加え、「当該」を「これらの」に改め、同条に次の二項を加える。

2 政府は、この法律の施行後二年を目途として、雇用の分野における労働者が性同一性障害者であることを理由とする差別的取扱い、労働者の性的指向を理由とする差別的取扱い等に対する規制の在り方につい

て、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、短時間労働者等（短時間労働者その他の同一の事業所に雇用される通常の労働者以外の労働者をいう。）の多くが女性労働者によって占められていることにより、事実上多くの女性労働者と男性労働者との間に賃金等の格差が存在している状況にかんがみ、この法律の施行後三年を目途として、短時間労働者等と通常の労働者との均等な待遇の確保等の在り方について、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第五条を附則第四条とする。

附則第六条のうち第九十一条の改正規定中「第九十一条中」を「第九十一条の見出し中」「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」を「男女雇用平等法」に改め、同条中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」を「男女雇用平等法」に、「」に改める。

附則第六条のうち第九十二条の改正規定中「第九十二条第五項中」の下に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」を「男女雇用平等法」に、「」を加え、「第三十一条第一項」を「第二十二條」に、「」に改める「を」に、「あるのは、「」を「あるのは、「」に改め、「役務に従事しな

つたこと」との下に「、「船員法第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつた期間」とあるのは「船員職業安定法第九十二条第一項の規定により読み替えて適用される船員法第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員派遣の役務に従事しなかつた期間」とを加える』に改め、附則第六条を附則第五条とする。

附則第七条のうち第二条の改正規定中『第十四条第一項』を「第十八条第一項」に改める』を『及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十四条第一項の調停の手續』を削り、同条第三項第一号中「及び調停の手續』を削り、「並びに」を「及び」に改める』に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

別表第一第二十号の十九中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」を「男女雇用平等法（昭和四十七年法律第百十三号）」に改める。

附則第七条を附則第六条とする。

附則第八条のうち第十四条の改正規定中「第十四条第六項中」の下に『「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」を「男女雇用平等法」に、』を加え、「第三十一条第一項」を「第

二十二条」に、「に改める」を『に、「あるのは、「」を「あるのは「」に改め、「役務に従事しなかつたこと」と」の下に「、「船員法第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつた期間」とあるのは「船員の雇用の促進に関する特別措置法第十四条第一項の規定により読み替えて適用される船員法第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員労務供給の役務に従事しなかつた期間」とを「加える』に改め、附則第八条を附則第七条とする。

附則第九条のうち第四十七条の二の改正規定中「第四十七条の二中」を『第四十七条の二の見出し中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」を「男女雇用平等法」に改め、同条中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」を「男女雇用平等法」に、『に改め、附則第九条を附則第八条とする。

附則に次の二条を加える。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第九条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六十七号中「均等な」を「平等な」に改める。

第九条第一項第四号中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」を「男女雇用平等法」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第四号中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」を「男女雇用平等法」に改める。

この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、平年度において約五億九千六百万円の見込みである。